

2022年6月24日

株主各位

広島市中区小町2番26号  
中国工業株式会社  
取締役社長 野村 實也

## 「第72回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第72回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

## 記

## 【訂正箇所】

3・4ページ 第1号議案 定款一部変更の件

## (訂正前)

## 2. 変更の理由

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

<p><u>(取締役との責任限定契約)</u> 第 30 条</p> <p>(新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条</p> <p>当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②</p> <p>(現行通り)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>変更前定款第 16 条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(訂正後)

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><u>(取締役との責任限定契約)</u> 第 30 条  (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②  (現行通り)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附 則)</u> ① <u>変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u> ③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>